

平成 3 0 年 1 2 月 定例会 (平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日)

泉南清掃事務組合議会会議録

平成30年第2回泉南清掃事務組合議会定例会会議録

目 次

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のための出席者	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○開議の宣告	4
○仮議席の指定	4
○議長の選挙について	4
○副議長の選挙について	5
○議席の指定	6
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○管理者の挨拶	7
○報告第1号の上程、説明、質疑、討論、承認	8
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○例月現金出納検査結果報告	16
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○閉会の宣告	25
○署名議員	27

平成30年泉南清掃事務組合議会第2回定例会

議事日程（第1号）

平成30年12月17日（月曜日）午前10時開議

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙について
- 日程第 3 副議長の選挙について
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会議録署名議員の指名
- 日程第 6 会期の決定
- 日程第 7 報告第 1号 専決処分の承認を求めるについて（平成30年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 8 議案第 1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について
- 日程第 9 議案第 2号 泉南清掃事務組合監査委員の選任について
- 日程第10 監査報告第2号 例月出納検査結果報告
- 日程第11 議案第 3号 平成29年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第11

出席議員（12名）

1番	山本 守君	2番	二神 勝君
3番	見本 栄次君	4番	畑中 讓君
5番	中村 秀人君	6番	岩室 敏和君
7番	山本 優真君	8番	金子 健太郎君
9番	梶本 茂躰君	10番	谷 展和君
11番	堀口 和弘君	12番	竹田 光良君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	竹中 勇人君	副管理者	水野 謙二君
会計管理者	中江 久君		

事務局職員出席者

事務局長	知久 孝君	事務局次長兼 総務課長	南 茂樹君
事業課長	古木 康之君	事業課長代理	東 浩次君
総務課長代理	石田 弘司君		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○事務局長（知久 孝君） おはようございます。

時間予定3分ほど早いんですけれども、ただいまから平成30年第2回定例会を開催させていただきます。

私は、事務局長の知久と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日の議会につきましては、泉南市・阪南市の議会選出組合議員に異動がございましたので、議長・副議長が不在となっております。

また、お手元に最新の議席表をご用意させていただいておりますので、差し替え方よろしくようお願い申し上げます。

したがって、議長選出までの間、地方自治法第107条の規定に従いまして、年長者でございます岩室議員に臨時議長の職務をお願いしたいと思います。

恐れ入りますが、岩室議員、議長席までお願いいたします。

○臨時議長（岩室敏和君） おはようございます。

それでは、これより開催をさせていただきます。

本日、議員の皆様方には、公私とも何かとご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日の議会につきましては、泉南市及び阪南市の議会選出組合議員の異動に伴い、議長並びに副議長が不在となっておりますので、議長選出までの間、地方自治法第107条の規定により、私が臨時議長の職務をとり行わせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

議員定数12名、全員出席ですので、平成30年第2回泉南清掃事務組合議会定例会を開会いたします。

これより会議を開きます。

本日の議会につきましては、阪南市選出議員の皆様には10月の役員改選において、また、泉南市選出議員の皆様には11月の役員改選において、それぞれ泉南清掃事務組合議会議員として選出され、初めての議会となっております。したがって、本組合議会の構成に変動がございましたので、大変恐縮でございますが、議員の皆様のご自己紹介をお願いいたします。

阪南市の山本議員から順次よろしくお願いいたします。

〔議員自己紹介〕

○臨時議長（岩室敏和君） どうもありがとうございました。

続きまして、理事者並びに事務局の自己紹介をお願いいたします。

〔理事者自己紹介〕

○臨時議長（岩室敏和君） どうもありがとうございました。



◎開議の宣告

○臨時議長（岩室敏和君） それでは、直ちに本日の会議を開きます。



◎仮議席の指定

○臨時議長（岩室敏和君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席のところを議席として指定をいたします。

なお、議席番号は、1番、山本守議員、2番、二神勝議員、3番、見本栄次議員、4番、畑中譲議員、5番、中村秀人議員、6番、私、岩室敏和、7番、山本優真議員、8番、金子健太郎議員、9番、梶本茂騏議員、10番、谷展和議員、11番、堀口和弘議員、12番、竹田光良議員でございます。



◎議長の選挙について

○臨時議長（岩室敏和君） 日程第2、議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、本職において指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岩室敏和君） ご異議ないものと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定

をいたしました。

それでは指名をいたします。

慣例に従いまして、阪南市議会議長であります畑中譲議員を議長に指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岩室敏和君） ご異議ないものと認めます。

よって、議長に畑中譲議員が当選されました。

ただいま議長に当選されました畑中譲議員がおられますので、本席から当選の告知をいたします。

それでは、議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○議長（畑中 譲君） それでは、一言挨拶を申し上げます。

ただいま、皆様方のご推挙により、泉南清掃事務組合議会議長の重責を担うことになりました畑中でございます。

微力ではございますが、円滑な議会運営と本事務組合の事業推進のため尽力してまいりる所在でございますので、どうか議員の皆様方、また管理者、副管理者並びに事務局職員皆様方のご支援、ご協力をお願いいたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。どうかよろしくをお願いいたします。

○臨時議長（岩室敏和君） どうもありがとうございました。

これで私は退席をいたしまして、畑中議長と交代をいたします。ご協力ありがとうございました。

〔議長、臨時議長と交代〕



◎副議長の選挙について

○議長（畑中 譲君） それでは、引き続き議事日程により進めてまいります。

日程第3、副議長の選挙についてを議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選とし、本職において指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

それでは指名いたします。

慣例に従いまして、泉南市議会議長であります竹田光良議員を副議長に指名いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 異議なしと認めます。

よって、副議長に竹田光良議員が当選されました。

ただいま副議長に当選されました竹田光良議員がおられますので、本席から当選の告知をいたします。

それでは、副議長就任のご挨拶をお願いいたします。

○副議長（竹田光良君） 皆さん、改めましておはようございます。

ただいま、皆様のご推挙によりまして、当組合議会の副議長の任を拝しました竹田でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

畑中議長をお支えさせていただきまして、また、この当議会がスムーズに議事運営が進みますように努力をしてみたいと思います。

議員の皆様並びに管理者、副管理者、また事務局の皆様におかれましても、ご協力をいただきますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますけれども、ご挨拶にかえさせていただきますたいと思います。本日は大変にありがとうございました。

○議長（畑中 譲君） どうもありがとうございました。



◎議席の指定

○議長（畑中 譲君） 日程第4、議席の指定を行います。

このたび新たに本組合議員に選出されました議員各位の議席は、泉南市議会会議規則第4条第1項の規定に準じ、ただいまご着席のところを議席と指定いたします。



◎会議録署名議員の指名

○議長（畑中 譲君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、泉南市議会会議規則第88条の規定に準じ、7番、山本優真議員、8番、金子健太郎議員を指名します。



◎会期の決定

○議長（畑中 譲君） 日程第6、会期の決定を議題といたします。

会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定しました。



◎管理者の挨拶

○議長（畑中 譲君） 続きまして、開会に当たり管理者から挨拶のため発言を求めておりますので、これを許可いたします。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） おはようございます。

平成30年第2回泉南清掃事務組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議長、副議長に当選されました畑中議長、竹田副議長におかれましては、組合議会の議長、副議長に就任、まことにおめでとうございます。

また、議員各位におかれましては、清掃行政各般にわたりまして格段のご支援、ご協力を賜っておりますことを心から御礼申し上げます。

さて、清掃行政につきましては、廃棄物の適正処理、また、快適で良好な生活環境維持のために市民生活に非常に密着した業務であると、重要課題であると認識しておるところで

ございます。

また、ごみ処理施設の充実を図ることは、廃棄物処理行政を行う上で非常に重要なこと
ございまして、先般、基幹的設備の改良工事行ったところでございますけれども、さらなる
安定稼働、また適切な運営を図ってまいりたいと考えてございますので、また皆様方のご協
力のほどよろしく願いをいたします。

さて、本日ご提案申し上げております議案につきましては、まず報告第1号 専決処分の
承認を求めるについて、平成30年度一般会計補正予算でございますけれども、それから議案
第1号 公平委員会委員の選任についてから議案第3号までのご審議を賜るものでございま
す。

何とぞよろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げまして、簡単でござい
ますけれども、私の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願います。

○議長（畑中 譲君） どうもありがとうございました。



◎報告第1号の上程、説明、質疑、討論、承認

○議長（畑中 譲君） 日程第7、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成30年
度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分の承認を求めるに
ついて（平成30年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号））についてご説明を申し
上げます。着席して説明させていただきます。

議案書1ページをお開き願います。

本件は、平成30年度泉南清掃事務組合一般会計予算に変更を加える必要が生じたため、地
方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製するとともに、その執行に緊急を要し、
議会を招集する時間的余裕がないことから、同法第179条第1項の規定により11月15日付で
専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるもので
ございます。

補正措置をしました経費の内容についてでございますが、平成30年9月4日の台風21号の被害による組合施設災害復旧に要する経費でございます。

補正の内容でございますが、別冊補正予算書（第1号）の1ページをお開き願います。

第1条、歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ9,513万8,000円を追加し、それぞれを12億1,266万3,000円とするものでございます。

また、第2条、地方債の補正といたしまして、組合債の追加を行うものでございます。

まず、歳出予算につきまして、8ページをお開き願います。

補正内容としまして、第4款予備費を3,313万8,000円、第5款災害復旧費を新設し、6,200万円の増額とさせていただきます。

まず、第5款災害復旧費の内容からご説明させていただきます。

これは台風21号の被害による組合施設災害復旧に要する経費でございますが、清掃工場施設災害復旧費に3,300万円、温水プール施設災害復旧費に2,900万円を計上させていただきます。

財源といたしましては、7ページ、第6款組合債の災害復旧事業債で事業費全額起債発行いたします。

次に、8ページの第4款予備費3,313万8,000円の増額でございますが、財源といたしましては、7ページの第4款繰越金3,313万8,000円でございますが、今後、その他復旧事業に充当する場合に備え、一時的に財源を確保させていただく措置でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、平成30年度の補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（畑中 譲君） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

梶本議員。

○9番（梶本茂暎君） 11月13日に資料をもらっているんですけども、台風被害修繕工事ということで、この件についてちょっと説明をお願いしたいと思います。11月13日の台風被害修繕工事、温水プールについてという資料をいただいているんです。ちょっと説明をお願いします。

○議長（畑中 譲君） 知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） それでは、台風被害修繕工事、温水プールでございますけれども、

これは指定管理者のほうからまず提案が出てきたということと、それともう一つのB案でございますけれども、これについては私どものほうでこの施設を全面的にもとの形に戻すという復旧費用でございました。そして、指定管理者から出してこられました災害復旧計画でございましたけれども、これは必要最小限の復旧、部分改修が主ということでございます。

一方、私どものほうで災害復旧を完全にするというやり方がB案でございまして、これの費用が6,304万円ほどかかるということでございました。B案についてはどうしても経費が高くつくということで、今回指定管理者が工事を発注するというところでございますので、経費が幾分か抑えられると。経費は事実上、指定管理者のほうの一部は負担するということになってまいります。

それと、A案の場合は、指定管理者が安全並びに利用者増を図るための改修とをセットで行うということでございまして、具体的にはプールの底を10センチほどかさ上げしましてより安全な温水プールにするということで、その工事とあわせて今回はするというで、その費用については指定管理者のほうが全額負担するという提案でございました。

それと、A案の場合は工期を極力短縮する、要するに営業可能な復旧を行うということで、工期が2.5カ月ということになってございます。この工期は当然かさ上げの部分も含めた全体の工期でございまして、順調にいきますと、ただいまから2.5カ月先でございまして、3月の中旬ぐらいには遅くとも可能かなというふうには提案されております。

それと、問題としまして、指定管理者に工事をさせるということになるんですけれども、私どもとしましては工事請負契約を指定管理者と結ぶことは不可能でございまして、委託料として指定管理者に支払うという格好になります。ですので、指定管理者において施工責任並びに工事を行うことになりまして、その責任分担については別途協定という形をとりまして、その協定に基づきまして工事をしていただくというようになります。

以上でございます。申しわけございませんでした。

○議長（畑中 譲君） 梶本議員。

○9番（梶本茂躰君） そうしたら、歳出のほうでの温水プール施設災害復旧事業債2,900万円というのは、指定管理料で支払う委託料と把握させていただいたらいんですか。

○議長（畑中 譲君） 知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） 今回、指定管理料の増額ということではございまして、別途協定を結びまして委託料という形で支出するということになります。

以上でございます。

○議長（畑中 譲君） 山本議員。

○7番（山本優真君） 梶本議員の質問につけ加えまして、別途いただいた資料の中の温水プール修繕修復経費、A案とB案があると思います。そのA案とB案の比較の中で、例えば防水というところにおきましても、A案は17万1,429円、B案は231万7,176円ということで、結構な価格の乖離があるかなというふうに思うんですが、あとはその他の部分も2,000万近く乖離があると思うんです。このあたりが修復の中で不十分にならないのかなというのが一定不安な部分があるんですけども、ここの要は価格の乖離の部分が大丈夫なのかどうかというところをもう少し詳しくお知らせいただきたいなというふうに思うんですけども、お願いします。

○議長（畑中 譲君） 南事務局次長。

○事務局次長兼総務課長（南 茂樹君） 今、議員のほうが言われた件なんですけど、全面的に屋根を改修したというような工法と、傷んだところをピンポイントでちょっとずつ直していくと、とりあえず材料も少ない、いろんな工期をどうするかということになったときに、早急に回復して維持管理できるというような設計と工事業者との話し合いができた案と、きちんと屋根の上を全部かえてしまうという方法との二通りの方法があって、うちのほうとしてはどちらを選択するかという形になったんですが、一応公の工事を既に実績経験もあるし、そういうふうな設計業者と工事業者ということもわかっておりましたので、ピンポイントで部分改修をするような方法で早期復旧を行って、指定管理者も閉めている間は収入が減になりますし、利用者のほうも早く回復してプールが使えるようにしてくださいというお声も我々の耳に届いておりますので、安くて確実に早期復旧ができる方法を選ばせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長（畑中 譲君） ほかがございませんか。

金子議員。

○8番（金子健太郎君） すみません、1点教えていただきたいんです。ちょっと山本議員の質問と重複するかもしれないんですが、申しわけないです。

このA案とB案で発注している意図がちょっと違うと思うんですけども、こういうものというのは仕様書があって、その仕様書に基づいてそれぞれの業者が案を出すのかなと思うんですけども、そもそもこのA案とB案って、それぞれ目的としても少し違うような気がするんですけども、これは何か共通の仕様書みたいなものを出して、それに基づいて各プ

ロポーザルしているような形にはなっていないんですか。そこら辺、ちょっとお答えいただけますか。

○議長（畑中 譲君） 南次長。

○事務局次長兼総務課長（南 茂樹君） 仕様書のほうにつきましては、当初はうちの改修工事の経験もあります、そういう設計業者のほうに現地を見ていただいて、なにぶん台風被害で前代未聞のいろんな傷みぐあいなので、現場を登っていただいて見ていただいて、それでそういうふうな見積もりとか書類を出していただいたと。そして、それで進めている中で、尾崎スイミングスクール様の指定管理者が自ら提案という形で、これも同じく設計業者、工事をするであろうという方々と現場を見て、そしてその中でどういうふうな適切な修繕ができるかということ、両方から出てきた状況で、その書類がご提示されているような次第でございます。

以上でございます。

○議長（畑中 譲君） 金子議員。

○8番（金子健太郎君） 何か業者のほうから、目的はこれで最低限こういうものを解決してほしいのでこの仕様書ですというものに基づいてそれぞれ業者がプロポーザルしているというよりは、個々別々に業者の考えで提案していただいている、その結果、A案とB案が出てきて、それを選択しているということで、この藤江建築事務所に、例えばなんですけれども、B案が出てきましたと。B案がやろうとしていることはこういうことなので、例えば再設計をしているとかという形で、同じ仕様に基づいてA案、B案を出させているというわけではないということではないんですか、解釈は。

○議長（畑中 譲君） 知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） 金子議員のお見込みのとおりでございます、B案につきましては、私どもが被災以前に復旧をするということは目途としまして設計をお願いした分でございます。一方、A案のほうは、指定管理者のほうで業務を遂行していく上で、営業を再開する上で望ましい方法を選択したということでございまして、ただ工期でございますとかその辺を勘案しましたら、やはりB案のほうはもう半年以上かかるというふうな情報もございまして、とにかく市民の方から早く復旧していただきたいというニーズもございました。それで、指定管理者として当然基本協定を交わしておるんですけれども、責務を果たされた提案というふうには考えてございます。

以上です。

○議長（畑中 譲君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りします。

日程第7、報告第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成30年度泉南清掃事務組合一般会計補正予算（第1号））は、報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 異議なしと認めます。

よって、報告第1号は、報告のとおり承認されました。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（畑中 譲君） 日程第8、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

管理者の説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任につきましてご説明申し上げます。

議案書は3ページをお開き願います。

当組合の公平委員会委員木村義則氏は、平成30年12月19日をもって任期満了となるため、後任として中村求氏を本組合の公平委員会委員として最適任者と認め、新たに選任いたしました、ご提案申し上げます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書5ページにお示しのとおりでございます。

何とぞよろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（畑中 譲君） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りします。

日程第8、議案第1号 泉南清掃事務組合公平委員会委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（畑中 譲君） 日程第9、議案第2号 泉南清掃事務組合監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の除斥の規定により、岩室敏和議員の退席を求めます。

〔6番、岩室敏和君 退席〕

○議長（畑中 譲君） 管理者の説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第2号 泉南清掃事務組合監査委員の選任についてにつきましてご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書7ページをお開き願います。

提案理由といたしまして、去る10月3日、阪南市議会第1回臨時会におきまして新しい組合議員が選出されましたことに伴いまして、監査委員が不在となっておりますので、議会選出の監査委員といたしまして岩室敏和氏を本組合の監査委員として最適任者と認め、選任いたしたく、ご提案申し上げます。

何とぞよろしくご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（畑中 譲君） これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りします。

日程第9、議案第2号 泉南清掃事務組合監査委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

除斥者の入場を求めます。

〔6番、岩室敏和君 入場〕

○議長（畑中 譲君） ただいま岩室敏和議員を監査委員選任に同意することに決定しましたので、岩室敏和議員より監査委員就任のご挨拶をお願いいたします。

○6番（岩室敏和君） 先ほど監査委員の選任同意をいただきました岩室でございます。

監査委員就任に当たりまして、簡単でございますけれども、一言ご挨拶をさせていただきます。

今、泉南市、阪南市、両方財政が大変厳しい状況でございます。その中で両市から負担金を出しまして、泉南清掃事務組合が経営をされております。経営の観点から、公平・公正、費用対効果、最少の経費で最大の効果を挙げるといった観点から監査をさせていただきたいというふうに思っております。

それと、ことしは台風21号を初めとしてこれまでに考えられない災害が起こりまして、そこで市民の皆さんの間でもいろいろ問題になりましたのが、災害ごみの対処でございます。泉南清掃事務組合のタイムリーな対応によりまして、ことしは事なきを得たということでございますけれども、地球的に気候変動の時代になっておりまして、今後また何が起こるかわ

かりませんので、特に災害対策を、ごみ対策も含めて、泉南清掃事務組合が持続できる、十分な経営ができるような観点からも監査をさせていただきたいというふうには考えておりますので、議員の皆様方にはいろいろご尽力、またご支援をお願いするわけでございますけれども、何とぞよろしくお願いいたしまして、挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（畑中 譲君） どうもありがとうございました。



◎例月現金出納検査結果報告

○議長（畑中 譲君） 日程第10、監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告について、岩室監査委員よりお願いいたします。

岩室監査委員。

○6番（岩室敏和君） 議長のお許しを得ましたので、座って報告をさせていただきます。監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告につきましてご報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成29年度会計の平成30年2月分から5月分までの4か月分及び平成30年度会計の平成30年4月分から10月分までの7カ月分の検査を実施しております。

検査の結果でございますが、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金・預金残高について、収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に執行されております。

以上、簡単ではございますが、これで例月現金出納検査結果報告を終わります。

○議長（畑中 譲君） ありがとうございました。

以上で、日程第10、監査報告第2号 例月現金出納検査結果報告を終わります。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（畑中 譲君） 日程第11、議案第3号 平成29年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

管理者より成果説明を求めます。

竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） ただいま上程されました議案第3号 平成29年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、その成果の概要についてご説明申し上げます。

平成29年度の一般会計決算につきましては、地方自治法第292条の規定により準用した同法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の方々に慎重な審査をお願いいたしましたところ、さきにご配付しておりますとおりの審査意見がございましたので、その写しを添えまして、議会の認定を賜りたくご提案申し上げる次第でございます。

それでは、お手元の主要施策の成果説明書をご覧いただきたいと思います。

まず、1ページの資源ごみ再資源化事業でございますが、廃棄物・リサイクル対策につきましては、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により拡充・整備が図られ、廃棄物の発生を抑制するとともに、廃棄物をリサイクルすることによって廃棄物の減量を図ることが重要となっております。

このような状況を踏まえ、搬入された資源ごみをリサイクル施設で選別・梱包したものを再資源化、再商品化ルートを通じて還元し、廃棄物の減量及びリサイクル事業を推進することで循環型社会の形成に努めました。

次に、2ページのごみ焼却設備定検工事でございますが、設備の機能を安定的に発揮させるため、日常の保守点検及び補修工事に対応していますが、稼働中に点検できない施設内部については、運転を休止し、主要機器の分解や部品の検査を行うことにより、定期的な整備点検を実施いたしました。

また、ボイラー設備の毎年1回の法定点検に係る性能検査整備等を実施することで、設備能力を最大限に維持すること及び公害防止に万全を期するとともに、ごみ焼却の安定性及び衛生的な処理を確保することができました。

次に、3ページの灰クレーン更新設工事でございますが、清掃工場灰出設備である灰クレーン及びクレーン用レールが悪環境により腐食、摩耗が顕著であり、あわせて制動系等の故障も勃発し、予備機のない共通系の設備につき停止できないリスクがあるため、今後維持管理を行っていく上で万全の整備が重要となることから更新工事を実施し、機能回復及び清掃工場全般における安定稼働維持の確保を目的とし、定期的に安定した灰搬出事業を確立することができました。

次に、4ページの1・2号バグフィルター更新工事でございますが、平成11年度から12年度実施の泉南清掃工場排ガス高度処理施設整備工事により新設された焼却施設の排ガス処理

設備であり、バグフィルターにつきまして、本体ケーシング部に著しい減肉破損が生じたことから全面的に更新工事を行い、最大の目的である清掃工場全体の安定稼働及び生活環境保全の維持を確保することができました。

以上が、平成29年度における主要な施策の成果でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては、事務局長から説明をいたさせます。

○議長（畑中 譲君） 続きまして、監査委員より決算審査の結果報告をお願いします。

岩室監査委員。

○6番（岩室敏和君） それでは、決算審査の結果をご報告申し上げます。

地方自治法第292条の規定により、同法第233条第2項の規定に基づき、管理者より審査に付されました平成29年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算について、決算書及び附属書類について、平成30年8月28日に厳正な審査を行いました。

その結果、いずれも関係法令に基づいて作成され、計数については関係諸帳簿、証拠書類と符合しており、その収支は正確であることを認めました。

審査の意見に記載のとおり、決算総額を前年度と比較しますと、歳入は4%、歳出は2.1%増加しております。これら歳入歳出ともに増加の要因は、灰クレーン更新工事及び1・2号バグフィルター更新工事に伴うものであり、歳入では負担金5.8%、組合債19.5%の増加、歳出では物件費14.4%、公債費5.7%の増加によるものであります。

歳出増の要因の一つである1・2号バグフィルター更新工事は、ごみ焼却時に発生する排ガス中に含まれるダイオキシンや有害ガス、ばいじん等をほぼ完全に除去し捕集したガスを煙突から排出する重要な装置の更新であり、今後とも排ガス排出法令規制値のクリアはもちろん、泉南清掃事務組合で設けている自主基準値をクリアしホームページ等で公表を行い、周辺環境への影響をより低減化し、より一層の環境配慮に努め、さらなる住民の安全・安心を確保されたいところであります。

また、物件費増の要因として、工場から排出される焼却灰について、大阪湾広域臨海環境整備センターが環境の保全、廃棄物の減量化等施策の推進等を考慮して定められた受け入れ判定基準である鉛の溶出基準値0.3ミリグラム／リットル以下を超過したことにより約5か月間の搬入停止措置となり、それに伴う支出が多く占めております。この多額の支出は、当然のことながら環境に影響を与える重大な事態であり、今後このような事態とならぬため、問題点、注意事項等の抽出を早急に図りマニュアル等を作成し、薬品費等を含め今後長期に

わたる経費の削減に取り組まなければならないところでもあります。

一方、温水プール施設につきましては、平成29年度に3度にわたり選定委員会を開催して指定管理者を決定し、平成30年度から実施している指定管理者制度の導入を契機に、民間のノウハウを活用した住民の健康増進のための施設として、より一層の市民サービスの向上を目的としております。そのため、業務内容のモニタリングを実施し、助言、指導を行うとともに、利便性の向上を図り、利用者の増加に努められたいところでもあります。

以上のことから、今後の組合経営については、地方自治法の本旨に沿った費用対効果を踏まえ、最少の経費で最大の効果を発揮できるよう、新たな観点からの取り組みにより、健全な財政運営に取り組まれるよう意見を付している次第であります。

以上、簡単ではございますが、決算審査の結果報告といたします。

○議長（畑中 譲君） 続きまして、事務局の説明を求めます。

知久事務局長。

○事務局長（知久 孝君） それでは、平成29年度決算内容につきましてご説明を申し上げます。座って失礼いたします。先ほどの管理者並びに監査委員の説明と重複するところもございしますが、ご容赦願います。

恐れ入りますが、決算書3ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、予算現額14億3,409万8,000円に対しまして、収入済額は13億9,344万2,714円となっております。

款別にご説明させていただきますと、第1款負担金としまして9億8,851万7,000円、第2款使用料及び手数料としまして1億6,456万1,320円、第3款繰越金としまして688万5,566円、第4款諸収入としまして3,377万8,828円、第5款組合債としまして1億9,970万円となっております。

続きまして、歳出でございますが、4ページをお開き願います。

予算現額14億3,409万8,000円に対しまして、支出済額は13億6,030万3,679円となっております。

款別にご説明させていただきますと、第1款議会費としまして296万5,816円、第2款衛生費としまして10億5,009万7,406円、公債費としまして3億724万457円、予備費の支出がございませんでしたので、歳出総額が13億6,030万3,679円となり、歳入歳出差引残高3,313万9,035円は平成30年度へ繰り越しいたしました。

続きまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、7ページから9ページの歳入について申し上げます。

第1款負担金でございますが、泉南市が5億3,736万5,000円、阪南市が4億5,115万2,000円でございます。

第2款使用料及び手数料でございますが、持込ごみ処理施設使用料が1億5,376万8,100円、温水プール施設使用料が1,079万3,220円でございます。

第3款繰越金であります。前年度繰越金としまして688万5,566円でございます。

8ページの第4款諸収入でございますが、雑入としまして3,377万8,828円で、主なものといたしまして、有価物売払代金として2,046万7,714円、日本容器包装リサイクル協会からのPETボトル等の有償入札拠出金1,090万7,535円及び再商品化合理化拠出金として206万3,636円でございます。

9ページにかけましての第5款組合債でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債120万円、ごみ処理施設整備事業債1億9,850万円の起債をいたしております。

続きまして、歳出でございますが、10ページをお開き願います。

第1款議会費でございますが、主なものといたしまして、議員報酬で222万1,196円、行政視察を含む旅費39万8,420円、並びに自動車借上料として19万3,780円、議会反訳料13万8,240円の支出となっております。

次に、11ページにかけましての清掃総務費でございますが、正・副管理者など報酬で69万4,930円、給料等に関しましては、庶務課一般職員5名分の人件費となっております。

需用費でございますが、事務所の消耗品あるいは燃料代、インターネット回線更新に伴うケーブル配線敷設工事等を実施してございます。

次に、12ページにかけましての役務費でございますが、主なものといたしまして、組合本体施設及び温水プールの建物災害保険料148万3,554円でございます。

次に、委託料259万8,400円でございますが、主に複式簿記導入のための公会計制度導入関連業務委託料194万4,000円となっております。

次に、使用料及び賃借料50万9,405円のうち、国有財産土地使用料に35万2,820円、これは両市の収集部門が使用している土地について、近畿財務局に支払いをしているものでございます。

次に、負担金、補助及び交付金でございますが、全国都市清掃会議を初めとする各協議会等に負担金を支出するものでございます。

続きまして、第2目塵芥処理費でございますが、一般廃棄物処理施設長期包括運営事業者

選定に係る選定委員の報酬として8万2,500円、13ページにかけましての給料等は、事業課一般職員7名分の人件費となっております。

飛びまして、次に需用費でございますが、1億4,193万4,553円につきまして、主なものとして、工場棟及びリサイクルセンターの電気代、上下水道代などの光熱水費、リサイクル施設の機器修繕、定検工事などの修繕、また有害ガス除去のための消石灰、ダイオキシン除去の活性炭及び焼却灰固形剤の薬品費となっております。

次に、14ページにかけましての委託料3億6,686万8,462円につきまして、主なものとして、大阪湾広域埋立処分場、いわゆるフェニックスで処分を行うための処分委託料でございます。3,408万3,504円及び運搬委託料984万3,340円となっております。また、資源ごみ選別業務委託料5,140万8,000円は、リサイクル施設における選別業務で、業務委託でございます。14ページのごみ処理施設一部運転管理業務委託料1億8,468万円は、焼却炉、ごみクレーン、破碎機運転管理、ごみの受け入れ並びに庁舎清掃等の運転業務でございます。また、長期包括委託事業導入に係ります発注支援業務として1,436万4,000円となっております。

また、平成29年度は焼却灰に含まれております、先ほどからの鉛基準値超過による大阪湾埋立処分場の搬入受け入れ停止に伴う費用といたしまして、焼却灰一時保管業務委託料、臨時分析業務委託料、三重県伊賀市への焼却残渣処分業務委託料、臨時運搬業務委託料合わせまして6,409万5,463円などとなっております。

次に、工事請負費3億4,614万円につきまして、ごみ焼却に十分な性能が発揮できるように行う定検工事、白煙防止用空気予熱器の改修工事、経年劣化に伴う灰クレーン更新工事、公害防止対策としてのバグフィルター更新工事となっております。

次に、負担金、補助及び交付金につきましては、大阪湾広域廃棄物埋立処分場に係る負担金でございます。また、伊賀市環境保全負担金につきましては、先ほど委託料でご説明させていただきました焼却灰に鉛が混入したことに伴います処分費用の負担金となります。

続きまして、15ページの温水プールの管理費でございますが、平成30年度から実施の温水プール指定管理者制度事業者選定に係る選定委員の報酬として11万2,500円、給料・職員手当等は、温水プール管理係一般職の人件費となっております。

次に、需用費794万5,106円についての主なものとして、光熱水費、また修繕料はプール水槽内タイル修繕、照明器具修繕、ボイラ修繕となっております。

次に、役務費につきましては、水質検査の手数料、入場者傷害及び賠償責任保険料が主な

ものでございます。

次に、16ページにかけましての委託料3,536万9,540円につきましては、ボイラなどの運転管理業務に366万8,940円及び施設美化清掃業務に227万9,651円、温水プールの管理運営業務に要する費用としまして2,646万円が主なものとなっております。

次に、使用料及び賃借料でございますが、トレーニング機器借上料が主なものとなります。

続きまして、公債費でございますが、大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備事業債、機器改修工事事業債、基幹的設備改良工事事業債、温水プール施設整備事業債の償還金となっております。

次の18ページには実質収支に関する調書、19ページから20ページにかけましては、財産に関する調書を添付しておりますのでよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、平成29年度決算の概要説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（畑中 譲君） これより質疑を行います。

見本議員。

○3番（見本栄次君） ちょっと確認ですけれども、歳出の10ページですけれども、議会費、1節の報酬ですけれども、右端の議長報酬で16万2,960円とありますけれども、副議長と反対ではないんですか。逆ではないですか。これだけ、ちょっと基本的なことを聞きます。

〔「役選10月と11月で」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 竹中管理者。

○管理者（竹中勇人君） 役員改選で、改選の時期が両市が違うものですから、その関係で議会までの間の空席の期間がいささか阪南市のほうが長いということで、議長のほうが少なくなっております。

○議長（畑中 譲君） ほかございませんか。

金子議員。

○8番（金子健太郎君） ちょっと3点ほど質問させていただきたいんですが、まず1つ、主要施策の成果説明書にある、この1ページ目の再資源化率69.6%なんですが、平均値は難しいと思うんですが、一般的に大体こういう同施設での再資源化率というのがどういうパーセンテージかというのと、7割近くリサイクルしていると思うんですが、これより数字を上げていく余地があるのかを1点お聞きしたいのと、2点目、決算審査意見書のほうで先ほどか

ら出てきている焼却灰に鉛が混入している件なんです、超過したというのはどういう原因で超過したのかということと、マニュアル等を作成して薬品費等を含めて、今後長期にわたる経費の削減に取り組むということなんです、どういうことを具体策としてとられて、対応に関しての進捗がどうなっているのかお聞かせいただきたいのと、3点目は、焼却灰の処理に関して、一時保管ですか、何か泉南市内の松岡運輸という業者が多分それを受けているということなんです、この一時保管所というのがどこの場所にあるのかだけ教えていただけますか。

○議長（畑中 譲君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） ただいまの金子議員のご質問の件ですが、まずは当施設のリサイクル率なんです、清掃工場自体でのリサイクル率を示している工場というのは余りございません。大阪府の統計でも各市のごみ収集の総合判定ということでリサイクル率を示しております。

参考になるかわかりませんが、泉南市と阪南市のリサイクル率ですが、29年度につきまして、泉南市のほうは14.1%、阪南市が17.82%となっております。阪南市のほうのリサイクル率が高く、泉南市が低い原因は、泉南市のほうに事業所が多いので可燃ごみの総量が多いということで、分母となります燃やすごみの総量が多いので、どうしてもリサイクルの率としたら泉南市のほう下がってきます。それから大阪府ですが、28年度の実績としまして、全国平均で20.3%なんです、大阪府は13.8%、全国ワースト3位という結果になっております。

先ほどの工場のリサイクル率といいますのは、私ども独自で工場の中で皆さんが分別された、例えば廃プラスチックやペットボトルを別棟のリサイクル施設で分別をします。そして、各種団体に搬出した量と、もともと入った分で計算した数字でございますので、リサイクル率と呼ぶのかどうかはちょっと疑問なんです、私どもとしたら工場内でのリサイクル率ということで、約70%ということをお示しをさせていただいております。

それから、そのリサイクル率を上げる方法なんです、やはりこれはもう皆様方のご協力が必ず必要になってきまして、市民の方への分別へのご協力ということで、組合挙げて啓発はしているんですが、やはり両構成市の清掃部局のほうで、ホームページ、それから広報等でいろいろな啓発をしていただいて、また地区の自治会なんかもお願いに上がるというふう聞いております。そういった形で泉南・阪南の皆さんのご協力があって初めてこういった中間処理施設でのリサイクル率が上がってくるものだと思っております。

それから、鉛の混入の件ですが、これにつきましては、一般に可燃ごみと言われる、都市ごみと呼んでいるんですが、都市ごみの中に鉛というものは全国的に入っているものらしいです。その入っているものをできるだけ、先ほどの話とちょっと重複するんですが、皆さんに分別をしていただくというのがまず第一で、ごみの中に入れてなければ焼却灰の中からは出てこないというふうに考えております。

それから、その焼却灰の中に含まれた鉛を大阪湾フェニックスの海上の埋め立てに持っていつているんですが、その埋立地で灰の中から外に溶出しないように薬剤で固めております。その薬剤の量を昨年、基準値を超えたあたりからかなり増やしまして、セメント固化をいたしまして外部に漏れないように、今、強化をしております。そして、今年度の春先に薬剤の注入装置の設置工事も行いまして、今まで入れていなかった部分にもそういった薬剤の添加をいたしまして、二度とそういった問題が起こらないように対処をしております。

それと、マニュアルの作成もやっているんですが、受け入れ現場のほうも強化をいたしまして、市民への啓発の徹底を今、継続しております。先ほどの話と何回も同じことになるんですが、まずごみの中にまぜないということで皆さんにお願いをしている次第でございます。

それと、昨年出ました灰の処理の一時保管なんですが、これにつきましては、焼却灰を大阪湾フェニックスに運搬していただく業務を入札により業者選定を行っております。その入札対象業者さんなんですが、泉南市・阪南市で一般廃棄物の運搬の許可を得ている業者さん限定で入札を行っております。その中の業者さんで29年度契約をした業者さんに焼却灰の一時保管、積み込み、そして保管場所は、28年度に建設しました敷地内の選別ストックヤードという施設がございます。その中に1トンの灰を保管できる袋にきちっと密封しまして、その袋の中に保管をした次第でございます。そこに保管していただくのと、その後、産廃処理ということで運んでいただく業務を松岡運輸さんのほうにお願いをしたということでございます。

以上です。

○議長（畑中 譲君） 金子議員。

○8番（金子健太郎君） ご丁寧なご説明、ありがとうございます。

質問のほう、2問解消したんですが、1点だけ、鉛の件なんですけれども、都市ごみの中に入り込んでいるので、啓蒙で下げていくしかない。ということは、これって今回たまたま起こったんじゃないかと、過去に同じように何回か起こっているものか。啓蒙というのなかなか手段として有効性が難しいところがあると思うんですけれども、今後業者の不備とか

ではなくて、そういう都市ごみの増加ということで起こり得ること、可能性として今後も起こり得るのかどうかだけ、ちょっと教えていただけますか。

○議長（畑中 譲君） 古木事業課長。

○事業課長（古木康之君） 大阪府下の近隣の同じような団体さんにもいろいろ問い合わせをしたんですが、やはりどことも悩みの種ということで、鉛の問題に皆さん取り組んでいるように思われます。こちらのほうで技術的にできることは、先ほど言いましたように、設備による薬品注入をきちっといたしまして外部に漏れないようにするということなんです、それ以外にホームページ、それから広報等での啓発、こういうのがやっぱり重要になってくると思いますので、それと、なかなか一般の方はどういったものに鉛が入っているというのが、なかなか理解できる人が少ないと思います。そういった部分も、できましたら両市の清掃部局の方を通して、市民のほうにお願いをしたいと考えております。

以上です。

○議長（畑中 譲君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 討論ないようですので、これで討論を終結いたします。

お諮りします。

日程第11、議案第3号 平成29年度泉南清掃事務組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり認定可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（畑中 譲君） お諮りします。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これをもちまして閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（畑中 譲君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定いたしました。

本日の会議を閉じます。

平成30年第2回泉南清掃事務組合議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年12月17日

議 長 畑 中 議

署 名 議 員 山 本 優 真

署 名 議 員 金 子 健 太 郎